

市川市食育推進関係機関連絡会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において総合的かつ効果的な食育を推進するため、本市が関係機関と調整を図ることを目的として開催する市川市食育推進関係機関連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整事項)

第2条 市長は、連絡会を開催し、関係機関と、次に掲げる事項について調整を図るとともに、食育の推進に関し情報を共有するものとする。

- (1) 本市が定める食育の推進に関する計画に関すること。
- (2) 食育の推進に係る 連携に関すること。
- (3) 食育の具体的な事例の紹介に関すること。
- (4) その他食育の推進に関し市長が必要と認める事項

(出席依頼)

第3条 市長は、連絡会を開催するに当たっては、次に掲げる関係機関に対し、当該関係機関に所属する者それぞれ1人の出席を依頼するものとする。

- (1) 一般社団法人市川市医師会
- (2) 一般社団法人市川市歯科医師会
- (3) 市川市PTA連絡協議会
- (4) 市川市私立幼稚園協会
- (5) 市川市食生活サポート協議会
- (6) 市川市漁業協同組合
- (7) 千葉伝統郷土料理研究会
- (8) 市川市農業協同組合
- (9) 市川商工会議所
- (10) 市川市消費者モニター友の会
- (11) 社会福祉法人市川市社会福祉協議会
- (12) 市川健康福祉センター

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて学識経験者1人及び生産者1人に対し、連絡会への出席を依頼することができる。

3 市長は、第1項各号に掲げる関係機関について、本市における食育の推進状況を踏まえ、おおむね2年ごとに見直しを行うものとする。

(連絡会の進行)

第4条 連絡会は、保健部保健センター健康支援課長が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、連絡会に出席した者（第3条第1項第7号に掲げる千葉伝統郷土料理研究会及び同項第12号に掲げる市川健康福祉センターに所属する者を除く。）に報償金として日額9,100円を支給する。

(事務)

第6条 連絡会の運営に係る事務は、保健部保健センター健康支援課において処理する。

(補則)

第7条 (略)

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。